

公示番号：190048

国名：モンゴル

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：モンゴル農牧業バリューチェーン開発のためのマスタープランプロジェクト  
詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年5月中旬から2019年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.47M/M、合計 0.87M/M
- (3) 業務日数：国内準備 4日、現地業務 14日、帰国後整理4日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年4月23日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

モンゴルの農牧業は、鉱業に次いで GDP の約 12.2%（2016 年）を占め、労働人口のおよそ 3 割を吸収する同国の基幹産業である。製造部門における製品別生産においても、食肉・乳製品・飲料等の食品加工、カシミア・ウール等の繊維製品加工の 2 分野が、売上総額の約 52%（2016 年）を占めている。昨今、鉱物資源価格の下落等の影響を受け、国の経済成長率が急激に鈍化する中、農牧業及び農牧産品加工業は、同国の産業多角化の主翼を担う産業として再注目されつつある。

しかしながら、農牧業のうち、伝統的な遊牧を含む畜産部門については、都市周辺部への家畜集中による過放牧、換金性は高いが草の根まで食べてしまうカシミアヤギの増加による草地荒廃や、寒雪害（ゾド）被害の度重なる発生のほか、口蹄疫等の悪性伝染病対策が課題となっている。また、農作物部門では、モンゴル政府の政策により作付面積と収穫量が増加し、国内自給率の向上は達成されつつあるが、寒冷期の安定的な生産・供給体制の構築や、輸入野菜に対する検査体制の整備等が課題となっている。両部門に共通する農牧産品の加工・流通についても、加工技術レベルの低さ、コールド・チェーンを含む物流網の未整備、国際基準を満たす衛生・品質管理の欠如、限定的な市場・生産規模等がネックとなり、未だ十分な競争力を発揮できていないのが現状である。

そこで、食糧・農牧業・軽工業省、及び国家開発庁は、戦略性あるバリューチェーンの全体像を描くことが必要であるとの認識から、農牧業バリューチェーン開発のためのマスタープラン（MP）作成プロジェクト（以下、本プロジェクト）を、両省連名で我が国に要請し、JICA は関連の情報収集及び関連機関・組織との協議を主目的とした第 1 次詳細計画策定調査を 2019 年 2 月に実施した。

今回実施する第 2 次詳細計画策定調査では、農牧業バリューチェーンに係る更なる情報収集を行い、情報を分析・整理したうえで、モンゴル側と本プロジェクトの協力基本計画について確認・協議し、本プロジェクト実施に関する合意文書（M/M: Minutes of Meetings）の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者（コンサルタント）や、JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価分析担当団員として案件の協力計画策定のための必要な以下の調査を行う。なお、本団員の他に「畜産物バリューチェーン」及び「農作物バリューチェーン」団員の派遣を予定している。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2019年5月中旬～5月下旬)
- ① 要請背景・内容 (要請書、既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、及びモンゴル政府作成の資料)、並びに先に実施した第 1 次詳細計画策定調査で収集・作成した資料の内容を把握・分析する。
  - ② 前項①の分析結果を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針、現地調査で収集すべき情報を検討し、別途派遣される畜産物バリューチェーン団員、及び農作物バリューチェーン団員と打ち合わせをしつつ、担当分野における現地調査項目表 (英文)、モンゴル側関係機関 (食糧農牧業軽工業省 (MOFALI)、国家計画庁 (NDA)) 及び他ドナー等に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
  - ③ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトの枠組み (調査項目、成果、投入等) 案 (和文・英文)、想定しうる調査工程案 (和文・英文) の担当分野関連部分を検討する。
  - ④ 本プロジェクトの協力基本計画 (案) の作成について、他の調査団員と共に担当分野の観点から、とりまとめに協力する。想定される検討・確認項目は以下のとおり。
    - (ア) マスタープラン (MP) の対象範囲の選定
    - (イ) MP の活用目的
    - (ウ) 案件の各種インプット (投入要素、内容等)
    - (エ) 本邦、又は第 3 国研修実施の有無と内容
    - (オ) プロジェクトの実施スケジュール
  - ⑤ 勉強会及び対処方針会議に出席する。
- (2) 現地業務期間 (2019年5月下旬～6月上旬)
- ① JICA モンゴル事務所等との打合せに参加する。
  - ② 相手国側各関係機関との協議に参加する。
  - ③ 質問票を回収し、担当分野に係る情報・資料を収集分析する。また、その結果を団内で共有する。
  - ④ 相手国側実施機関のプロジェクト実施体制を確認する。
  - ⑤ 質問票回答、インタビュー及び協議を通じて、本プロジェクトの協力基本計画 (案) の構築に協力する。想定される検討・確認項目は以下のとおり。
    - (ア) モンゴルの国家開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
    - (イ) モンゴルの案件関連分野における開発動向
    - (ウ) 我が国援助方針、JICA 国別分析ペーパー上の位置づけ
    - (エ) 他ドナーの関連事業との整合性
    - (オ) MP の対象範囲の選定
    - (カ) MP の活用目的
    - (キ) MP プロジェクトの実施スケジュール
  - ⑥ 収集した情報、及び分析結果等は、適宜、他調査団員と共有し意見交換を行う。
  - ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、Plan of Operation (PO) (案) (和・英文)、討議議事録 (R/D: Record of Discussions) (案) (英文) 及び M/M (Minutes of Meetings) (案) (英文) の取りまとめに協力する。
  - ⑧ 評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和文) の取りまとめに協力する。
  - ⑨ 担当分野に係る現地調査報告書 (和文) を団内に共有し、JICA モンゴル事務

所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019年6月上旬～7月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文）作成に協力する。
- ② PO案、R/D（Record of Discussions）の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 事業事前評価表（案）（和文）

上記（1）及び（2）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ウランバートル⇒日本を標準とします。

(2) 直接人件費単価

本業務における直接人件費単価は、2019年度単価を上限とする。

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20190306.html>

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は、2019年5月26日～2019年6月8日（案）を予定しています。本業務従事者は、他の調査団員（コンサルタント）と共にJICAの調査団員に1週間先行して現地業務開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 畜産物バリューチェーン（コンサルタント）

エ) 農作物バリューチェーン（コンサルタント）

オ) 評価分析（本業務従事者）

③ 便宜供与内容

JICAモンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上  
必要に応じて、英語⇄モンゴル語または日本語⇄モンゴル語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8418）にて配布します。
  - ・ 要請書
  - ・ 第 1 次詳細計画策定調査報告書
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ モンゴル国 農牧業セクターにかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032869.html>
  - ・ モンゴル国 開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030607.html>
  - ・ モンゴル国 地域総合開発にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030036.html>
  - ・ モンゴル国 堆肥発酵促進剤を活用した耕畜連携の案件化調査業務完了報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035675.html>
  - ・ モンゴル国 アイスシェルターを用いた農畜産物低温貯蔵システムに関する基礎調査業務完了報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035787.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール :

- ・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモンゴル事務所及び在モンゴル日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上